



芦 こ 政 第 2 1 5 3 号

令 和 7 年 2 月 2 6 日

芦屋市監査委員 阿 部 清 司 様

芦屋市監査委員 中 島 健 一 様

芦屋市長 高 島 峻 輔



定期監査（財務監査）の結果に基づく措置について（通知）

令和7年2月20日付け芦監報第22号で報告のありました定期監査（財務監査）の結果に基づき、こども福祉部こども家庭室において別紙のとおり措置を講じました。

以 上

監査結果報告に対する措置について

【こども政策課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
(1) 県からの交付決定通知書を収受登録し、調定処理されているものの、収受日と調定日が一致していなかった。芦屋市財務会計規則第 25 条に「歳入を収入する原因が生じたときは、調定伝票により調定する。」と規定されているので、交付決定通知書の収受日に調定処理を行われたい。	(1) 交付金の調定日については、交付決定通知書の収受日に調定処理をおこなうよう改める。
(2) 納入通知書において納入期限が調定日から 15 日を超えて設定されているものが見られた。芦屋市財務会計規則第 30 条に「別に定めがあるものを除き、調定の日から 15 日以内の日」と規定されているので、これに基づき適正に事務処理を行われたい。	(2) 納入通知書の納入期限については、調定の日から 15 日以内に設定するよう改める。
(3) 申請書類を収受した際に、収受日付印の押印がなく収受登録されていなかった。芦屋市文書取扱規程第 23 条に基づき、適正な収受処理を行われたい。	(3) 申請書類を収受した際は、収受日付印を押印し収受登録を行うように改める。

監査結果報告に対する措置について

【ほいく課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
(1) 契約手続の決裁において、契約先を保険代理店としているが、正しくは損害保険会社であるため、契約先、代理店名を正しく記載されたい。	(1) 契約手続の決裁において、契約先等を正しく記載するよう改めます。
(2) 委託料の支出について、請求書発行日以前の日付で支出命令を行っているものが見られた。相手方から適法な支払請求を受けた後に支出されたい。	(2) 委託料の支出について、相手方から適法な支払請求を受けた後に支出するよう改めます。
(3) 業者の選定において、見積合わせを実施せず、1 者の随意契約がされているが、業者選定理由の記載がない若しくは理由が不十分であった。ついては、芦屋市随意契約ガイドラインのとおり、1 者しかないと判断した経過と理由を具体的に説明できるようにしておくか、予定価格が 10 万円を超えるものについては 3 業者以上から見積書を徴するよう改められたい。	(3) 業者の選定において、見積合わせを実施せず、1 者の随意契約を行う場合は、芦屋市随意契約ガイドラインのとおり、1 者しかないと判断した経過と理由を具体的に説明できるようにしておく、また、予定価格が 10 万円を超えるものについては 3 業者以上から見積書を徴するよう改めます。
(4) 覚書のなかの利用者名「甲」の記載に、施設名称と市長名が混在していたため、覚書を交わす際は、必ず内容を精査されたい。	(4) 覚書を交わす際は、必ず内容を精査するよう改めます。
(5) 同日付で複数の補助金申請書を収受しており、一括して収受登録がされているが、一部紙で提出されたものについて収受日付印の押印がなく、収受登録の文書件名に一括して収受した文書の件数が表記されていなかった。芦屋市文書取扱規程第 23 条に基づき、適正な収受処理を行うよう改められたい。	(5) 同日付で複数の補助金申請書を収受しており、一括して収受登録がされているが、一部紙で提出されたものについて収受日付印の押印がなく、収受登録の文書件名に一括して収受した文書の件数が表記されていなかったことについて、芦屋市文書取扱規程第 23 条に基づき、適正な収受処理を行うよう改めます。

(6) 決定通知書の収受日と調定日が一致していないものがあつた。芦屋市財務会計規則第 25 条に「歳入を収入する原因が生じたときは、調定伝票により調定する。」と規定されているので、通知書を収受した日に調定を行うよう改められたい。また、通知書が届いているにも関わらず収受処理が漏れているものがあつたので、芦屋市文書取扱規程第 23 条に基づき、適正な収受処理を行うよう改められたい。

(7) 調定日が 4 月 1 日であるが、納入期限が 7 月末や 8 月末となっているものがあつた。芦屋市財務会計規則第 30 条に「納入期限は、別に定めがあるものを除き、調定の日から 15 日以内の日」と規定されているので、これに基づき適正に事務処理を行われたい。また、納付書に納入期限が記載されていないものがあつたため、記載するよう改められたい。

(6) 決定通知書の収受日と調定日が一致していないものについて、芦屋市財務会計規則第 25 条に「歳入を収入する原因が生じたときは、調定伝票により調定する。」と規定されているとおり、通知書を収受した日に調定を行うよう改めます。

また、通知書が届いているにも関わらず収受処理が漏れているものについて、芦屋市文書取扱規程第 23 条に基づき、適正な収受処理を行うよう改めます。

(7) 調定日が 4 月 1 日であるが、納入期限が 7 月末や 8 月末となっているものについて、芦屋市財務会計規則第 30 条に「納入期限は、別に定めがあるものを除き、調定の日から 15 日以内の日」と規定されているとおり、適正に事務処理を行うよう改めます。

また、納付書に納入期限が記載されていないものについて、記載するよう改めます。

監査結果報告に対する措置について

【こども家庭・保健センター】

指 摘 事 項	措 置 状 況
(1) 契約検査課の合議を必要としない 50 万円以下の業務委託で「これまでも本市と協働している実績があることから、円滑で効率的な業務の履行が確保できる」という理由で単者随意契約を締結していた。芦屋市随意契約ガイドラインのとおり、1 者しかないと判断した経過と理由を具体的に説明できるようにしておくか、予定価格が 10 万円を超える業務委託については 3 業者以上から見積書を徴するよう改められたい。	(1) 単者随意契約を締結する場合には、1 者しかないと判断した経過と理由を具体的に記載するようにいたします。
(2) 公印の管守者の審査を受けずに公印を押印しているものがあつた。公印の重要性を認識し、芦屋市公印規則第 7 条第 3 項に基づき、公印の適正な管理に努められたい。	(2) 公印の管守者の承認を受け、押印する等公印の適正な管理をいたします。
(3) 納入通知書において納入期限が調定日から 15 日を超えて設定されているものが見られた。芦屋市財務会計規則第 30 条に「別に定めがあるものを除き、調定の日から 15 日以内の日」と規定されているので、これに基づき適正な事務処理を行われたい。	(3) 納入期限について、適正な事務処理を行います。
(4) 仕様書では、業務委託の受託者は「受診者から使用料及び手数料を徴収したときは、責任を持って保管し、芦屋市の定める納付書により診療日の翌日までに芦屋市の指定する金融機関に払い込む」こととなっているが、翌日までに払込みをしていないものが見られた。芦屋市財務会計規則第 37 条第 2 項に基づき、適正な管理に努められたい。	(4) 使用料及び手数料の払込みについて、適正な管理を検討いたします。